



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道における農村再編政策の実施過程：空知郡栗沢村の事例研究
Author(s)	小野, 雅之; ONO, Masayuki
Citation	北海道大学農経論叢, 38, 203-228
Issue Date	1982-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10965
Type	departmental bulletin paper
File Information	38_p203-228.pdf



北海道における農村再編政策の実施過程

— 空知郡栗沢村の事例研究 —

小 野 雅 之

目 次

はじめに	203
I. 予備的概観	205
1. 対象地栗沢村の農業構造	205
2. 昭和恐慌下の農村問題	206
II. 農村再編政策の実施と農村組織化	208
1. 特別指導町村指定と村是	208
2. 村是の具体化と農家経済更生計画	212
III. 農村再編政策と農村諸団体	214
1. 農業生産の動向と農会指導事業	214
2. 産業組合の拡充と経済的掌握	219
3. 農事実行組合の組織と機能	224
IV. 結 語	226

はじめに

1930年代の北海道における農村再編政策の実施＝受容過程と、そこにおける農村諸団体の機能を、旧開稲作中核地帯に位置する一農村の事例をもとに検討すること、ここに本稿の課題がおかれる。

昭和恐慌を歴史的契機として実施される農村再編政策¹⁾は、恐慌下での農家経済の破綻と小作争議の激化に象徴される農村の危機的状況を打開しつつ、日本資本主義の新たな段階に適合的に農村構造を再編することを主眼とした²⁾。実施にあたっては農村の組織化が強調され、個別分散的な小農経営

1) ここでいう農村再編政策としては、昭和7年以降全国的に推進される農村経済更生運動を基軸とする諸政策を念頭においている。

2) この点についての指摘は多数なされているが、とりあえずは森武磨「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」(歴史学研究会編『世界史認識と人民闘争史研究の課題』1971年)を参照されたい。

を組織・統制することを通して、農村収奪・統制機構の再編が進められたことを特徴とする³⁾。農村経済更生運動、およびそれと不可分に推進される産業組合拡充運動の歴史的意義も、まさにこの点に存在するといえるのである⁴⁾。

北海道における1930年代の農村再編政策⁵⁾は、府県に比して独自性を有しつつも、経済更生計画樹立指定の早期徹底性⁶⁾にみられるように先進的展開を示す。その特徴は、第1次大戦後に早くも生産力問題を顕在化させた特殊性に規定され、農業生産力拡充政策が農村再編政策に重要な位置を占め⁷⁾、その成果として昭和10年代前半に農業生産の新たな峰を形成しつつ、販売事業に主導された産業組合の急速な拡充に帰結する⁸⁾点に端的に示される。

われわれは、かかる特徴を有する北海道における農村再編政策の構造的把握をめざすものであるが、この点に関する従来の研究蓄積は極めて限られたものにすぎない。特に、個別農村を対象とした事例研究についてはほとんど未着手であり、事例研究の豊富化がまずもってわれわれに要請されている課題である。冒頭に示した本稿の課題設定の意味もまさにこの点に存在する。

以上のような研究状況の下で、本稿の課題は行論に即してさしあたり次の2点に限定される。

第1の課題は、農村再編政策の実施＝受容過程とその実行体制としての農

- 3) 輝峻衆三は、農村経済更生運動を基軸とする昭和恐慌期の農村対策の特徴を、「部落を基礎に据えて日本農業の組織化と統制を推進し、それによって農業恐慌、ひいては体制的危機の克服をめざした」ところにもとめている（『昭和恐慌期の農村対策』、関西大学『経済論集』第31巻2号、41頁）。
- 4) 産業組合拡充運動を日本資本主義の農村再編過程と関連づけて検討した最近の成果に、大門正克「産業組合の拡充と農村構造の再編」（『土地制度史学』第91号）がある。そこでは、産業組合拡充運動の歴史的意義を「流過程を通じた独占資本の農村統制が強化」されたことにもとめている（19頁）。
- 5) 北海道における農村再編政策については、農村経済更生運動の他に、北海道独自の政策である「農業合理化計画」（昭和7年）および「町村特別指導計画」（昭和8年）をも含めた一連の政策として考えている。
- 6) すでに、昭和10年までの4年間で全町村の86%が指定されている（農林省経済更生部『農山漁村経済更生計画樹立町村名簿』1939年）。
- 7) 農業生産力拡充政策の基軸をなした「農業合理化方針」については、大庭幸生「昭和初期の農業合理化方針」（『新しい道史』第6巻2号）および本号所収玉論文を参照されたい。
- 8) 北海道における産業組合拡充運動については、中嶋信「地主制の危機と産業組合拡充運動」（『名寄女子短期大学学術研究報告』第11号）を参照されたい。

村の全村的組織化を検討することにおかれ、本稿 II がそれにあてられる。

第 2 の課題は、農村再編政策の実施過程における農村諸団体の機能を、農会、産業組合、農事実行組合に即して検討することにおかれ、本稿 III がそれにあてられる。

以上の 2 点に課題を限定し、まず昭和恐慌下での農村問題とその「解決」のされ方を検討することから始めたい。

I. 予備的概観

1. 対象地栗沢村の農業構造

本稿の対象地である栗沢村は、北海道における水田中核地帯を構成する南空知の一角に位置しており、明治 20 年代以降小作制農場と団体移民⁹⁾を中心に急速に開墾され、明治末までに可耕地の 9 割の開墾が終了した旧開農村である¹⁰⁾。

1930 年代の栗沢村の農業構造を、3 点にわたって整理しておこう。

第 1 に、大正初以降の急速な造田過程で水田が急増し、昭和 5 年には水田率が 45%¹¹⁾を示すにいたり、平場水田地帯と高丘地畑作地帯という地帯構成が形成される。作物構成においても水稻の急増と豆類(小豆)の急減、麦類(燕麦)の微減が交錯する中で、昭和期には米+燕麦という生産構造が形成され、生産額においても水稻生産額が畑生産額を凌駕するにいたる。

第 2 に、地主的土地所有は、100 町以上の不在大地主 5 戸を中心に 50~100 町 10 戸、30~50 町 10 戸により構成されており、小作地率が昭和 10 年においても 63% という高度な展開をみせる。昭和 5 年以降小作地率が低下を示

9) 大正元年における主要農場を『北海道農場調査』(北海道庁内務部, 1914 年)に基づいて示せば以下のとおりである。必成社(438 町, 80 戸), 岐卓植民社(369 町, 70 人), 富塚農場(270 町, 42 人), 宮村農場(239 町, 62 人), 高倉農場(120 町, 22 人), 今井農場(110 町, 16 人), 柳橋農場(77 町, 23 人), 岡山農場(72 町, 22 人)。また、主要な団体移民は磯波団体(486 町, 108 人), 越前団体(190 町, 38 人), 備後団体(300 町, 59 人)である(『栗沢町史』1961 年, 860 頁)。

10) 栗沢村の沿革について略記しておく。明治 25 年, 栗沢村設置, 同 30 年, 戸長役場開設, 同 39 年, 二級町村制施行, 同 42 年, 一級町村制施行。尚, 北海道の町村制については, 清水昭典「戦前における北海道自治制の特色について」(『北見工業大学研究報告』第 2 巻 5 号)を参照されたい。

11) 以下に示した数値は、『栗沢町史』および栗沢村役場「事務報告」各年度に基づく。

すが、100町以上地主は所有規模をほとんど縮小せず、地主的土地所有の強靱さがうかがわれる。

第3に、農民層分解については、小作農が6割以上を一貫して占める中で、自小作増加の趨勢が示される。昭和10年の所有規模構成では3~5町層36%、5~10町層25%、耕作規模構成でも3~5町層36%、5~10町層39%と、中農層¹²⁾が厚く層をなして堆積している。

1930年代の栗沢村の農業構造は、高生産力の水稻¹³⁾+燕麦という生産構造を形成する中で、一方における地主的土地所有の強靱性と、他方における中農層の厚い存在を特徴とすると概括できよう。

2. 昭和恐慌下の農村問題

ここでは、昭和恐慌下の農村問題を、昭和恐慌と連続冷水害による農家経済の悪化と、それを背景とした小作争議について検討しておきたい。

昭和5年は豊作年にあたり栗沢村でも史上最高の米収穫高を記録したが、米価をはじめとする農産物価格下落により農業総生産額は前年比24%¹⁴⁾(水稻生産額28%)の減少を示し、農家一戸当り生産額も23%の減少をみせた。

昭和6、7年に連続して襲った冷水害は、昭和恐慌の打撃をさらに加重した。昭和6年には水田の6割、畑の3割が5分作未満となり、農家の6割が5分作未満の作況であった。昭和7年冷水害の被害はさらに著しく、水田の7割が収穫皆無、畑の8割が5分作未満であり、「其の惨害の激甚なること言語に絶する」¹⁵⁾ものとなった。その結果、農業総生産額は、昭和4年に比して6年には60%の減少、7年には70%の減少を示し、農家一戸当り生産額もほぼ同様の減少をみせた。

農産物価格の下落と冷水害により農家経済は著しく悪化した。冷水害に対

12) 湯沢誠は、戦前の中農層について、空知支庁においては耕作規模3~5、5~10町層に拮定している(伊藤俊夫編『北海道における資本と農業』122頁)。また昭和恐慌以降の農民層分解の動向については、自小作中農層の増加に主導された中農標準化傾向としてとらえている。

13) 栗沢村は、水田中核地である南空知においても、きわだった高反収を示す地域である(崎浦誠治『農業生産力構造論』28頁、第5表参照)。

14) 以下の数値は、『栗沢町史』、「事務報告」および『北海道凶荒災害史』に基づくものである。

15) 『北海道凶荒災害史』605頁。

する要求済農家が昭和6年336戸、7年861戸（農家戸数の70%）、村税戸数割減免農家が6年146戸、7年237戸にのぼり、さらに7年には全農家の45%にあたる552戸が種もみすら確保しえなかったことから、農家の窮乏の一端を窺い知ることができる。その結果、昭和10年8月末時点での負債農家が975戸（74%）、一戸当り負債額が1,130円（全道平均943円）にのぼったように、農家負債問題が深刻化した¹⁶⁾。

農家経済の悪化を背景として、昭和6年秋に斎藤農場¹⁷⁾において小作料減免を主要求とする激しい小作争議がくりひろげられた。小作争議は、冷害に際して農場側が小作料3割減免を示したのに対し、小作農がそれを不満として水田全免、畑7割減免を要求して対立したことに端を発するものであった¹⁸⁾。農場側の強硬な姿勢に対して、小作料減免要求を基軸に結束した小作農は全農北聯栗沢支部を20数名で結成し、小作料不納同盟をもって対峙した。さらに、村内他農場の小作農に決起を呼びかけ¹⁹⁾、これに対して青年団が農民組合排撃に立ち上がる等、争議は斎藤農場にとどまらず全村的な問題となった。ここにいたってはや農場側に争議解決の能力なしと見た村行政の側から、栗沢村協調会結成²⁰⁾という機敏な対応がとられ、争議の早期解決がはかられた。協調会による調停の結果、争議は畑小作料一律6割減免、水田小作料全免～6割減免という条件で妥結し、約1カ月で争議は幕を閉じた。

ここで注目されることは、協調会による調停により小作農の要求が事実上

- 16) 「本道農山漁家負債状況」(『北海道統計』第33号所収)。これによれば、農家負債の借入先別割合は、銀行34%、産業組合16%、個人34%、その他17%であった。
- 17) 斎藤農場は、富塚農場の後身であり、昭和5年の所有地170町（水田24町、畑146町）、小作戸数27戸（北海道庁『農場調査—北海道の小作事情其四』1933年）と、村内第3位の所有規模をもつ不在地主であった。
- 18) 斎藤農場争議については、『北海道農民組合運動50年史』328頁以下、および協調会『社会政策時報』1932年3、4号を参照されたい。
- 19) 農民組合のピラによると、「コレは畑作小作人全部の問題だから、石田、柳橋、佐藤、森野及附近小作人も全部全国農民組合の団結の力で押し進め現在の小作料を半分以下にさせよう」(10月17日付)と宣伝している。
- 20) 栗沢村協調会は、「当事者ヲ網羅シタル委員ヲ以テ組織シ地主小作人間ノ意志疎通ヲ図リ不偏公正協調ノ衡ニ任セシムル」(「事務報告」昭和6年度)ことを目的として設置され、部落単位にも支部設置が進められた。また、後述する「村是」において、「地主小作人間ノ協調融和ヲ図リ小作争議ノ絶滅ヲ期ス」(14頁)ものとされた。

ほぼ全面的に貫徹したことであるが、同時に妥結にあたって交された協定書²¹⁾に定められた以下の2点が重要である。第1点は、「耕作者は今後経営方法を合理化し自治的に農事実行組合の如き農事の改良機関を設置し、農会その他産業上の諸機関を努めて利用し農業の改良と生産増加に力むること」と、小作農の経営改善が義務づけられていることである。同時に「地主は土地改良及び生産増加の為にする耕作者の施設に対し、今後一定期間奨励金(小作料の2割一筆者注)を交付すること」、すなわち小作料を一定期間事実上2割減免しそれをもって小作農に対する農事奨励にあてることが義務づけられたことである。第2には、「部落の行政機関は一人一役主義を実行し、責任を分担せしむること」とあるように、小作農を積極的に「部落」機構に組み込んでいくことが強調されたことである。

協調会による小作争議「解決」の方向は、一方では農場側に一定の譲歩を強いつつ小作農民の要求をほぼ全面的に認めることにより争議の早期「解決」をはかり、他農場への波及を未然に防ぐことに重点がおかれたものであった。同時に、農会—農事実行組合を通した農事指導と農場の補助奨励のもとで、経営方法の合理化と生産の増加により小作経営を安定させつつ、小作農を農事実行組合に組織し「部落」機構に包摂することとあいまって、地主・小作間の矛盾の「妥協的解消」をはかろうとするものであった。この方向こそはまさに、農業生産力の拡充と農事実行組合を単位とした農村組織化を基軸とする農村再編政策の論理を、先取的に追求するものに他ならない。農村再編政策はすでに、小作争議「解決」の方向の中にその論理を胚胎させていたのである。

II. 農村再編政策の実施と農村組織化

1. 特別指導町村指定と村是

昭和8年4月、道庁が実施した「町村特別指導計画」²²⁾に基づく特別指導町村の一つに指定されたことを契機に、栗沢村に農村再編政策が実施—受容された。栗沢村では、指定をうけるやただちに村長を中心として「村是調査臨時委員会」を設置して村是樹立に着手し、「具さに村の実状に照し、完成

21) 協定書の全文は、『栗沢町史』233頁に収録されている。

上必要な事項を採定立案し、慎重審議、以て此の画期的大事業にして、其の謬なからんことを期した²³⁾上で、同年11月15日、「村是」の樹立をみた。

村是は、「開村以来村治ノ要諦」であった報徳主義を「挙村必行ノ旗幟トシテ之ヲ更ニ明確ニスル」とともに、「着実穩健ナル実行ノ規準²⁴⁾」に至誠・奉公・協和・信仰・勤勞・分度・推譲の信条七則を置いている。自力更生主義を基調とする農村再編政策においては、イデオロギー面では報徳主義がさかんに強調されたが、これはかかる特徴がきわだって示されたものである。

村是の実行項目は、自治行政、民風の作興、村財政の確立、教育の振興、社会的施設、産業振興、運輸交通及土木、保健衛生及警備の8部門からなる詳細なものであり、文字どおり村行政全般にわたる指針となるものであるが、その基本的内容は以下の5点に整理しうる。

第1に、昭和10年以降毎年実施された全村講習会²⁵⁾をはじめとしてあらゆる機会に実施された講習・講話会による住民教化を通して、自治精神、隣保共助の精神、愛郷心等の助長、徹底が強調されている。明治以降の開拓により形成された北海道農村においては、移民の流動が激しく定住性が希薄であったことを特徴とする²⁶⁾が、これに対して住民の村および「部落」への帰

22) 町村特別指導計画は、町村の行政処理能力の低下と町村財政の極端な悪化に示される地方行政の危機に対して、「町村行財政ノ確立ト自治精神ノ涵養トヲ図リ、以テ他町村ノ模範トナスベキ優良町村ヲ建設セムトス」ことを目的としたものであった。指定町村は町村是を早急に設定するとともに、「指導機関タル道庁及支庁ノ関係各課ガ連絡提携協力一致シテ、指導町村ニ対シテ総合的ニ指導援助ヲ加フル」こととされた（『特別町村指導計画に就テ』『北海道行政』第1編1号）。指定町村は、広島村（石狩）、大野村・吉岡村（渡島）、乙部村（桧山）、狩太村（後志）、栗沢村（空知）、永山村（上川）、遠別村（留萌）、杓形村・中頓別村（宗谷）、端野村（網走）、壮瞥村・洞爺村（胆振）、樺似村（日高）、芽室村・大正村（十勝）、音別村（釧路）、鹵舞村（根室）の18町村である。

23) 『北海道行政』第2編1号、37頁。

24) 「栗沢村村是設定趣旨」（『村是』1頁）。

25) 全村講習会は、「村民一般の総動員を求め、之に対して道徳、経済の両方面より総合的な指導講習を為し、以て理想村公民としての教化訓練を与える」ものであり、昭和10年1月に行われた第一回全村講習会には、男女1,800人余が動員された（『北海道行政』第3編3号、37～44頁）。

26) 移民の定着性が比較的高いと考えられる団体移民においても、大正期まで激しい移動を示したことを、田畑保は栗沢村磯波部落の事例で明らかにしている（『北海道における自作地主部落の展開構造』、『農業総合研究』第31巻3、4号）。

属意識を高めつつ、村行政への「自覚的同調」を喚起することに村是の重点の一つがおかれたのである。

第2には、住民に対する教化とともに、勤儉貯蓄、生活改善、積立金穀の造成等に基づく家庭経済の合理化、自立自営的基礎の確立等が強調されている。恐慌下で悪化した農家経済に対して、いわゆる自力更生的方向でのその建て直しが一方では強調されたのである。

第3に、その他面で農業経営に関しては、「農業経営ノ基礎的要素タル土地資本勞力ノ分配利用ヲ適正ニシテ経営組織ノ改善、生産費其他経営費ノ軽減、生産方法ノ改良、生産ノ統制、生産物及経営用品ノ配給統制ヲ図リ以テ経営ノ合理化ヲ期ス」²⁷⁾とされている。これは、基本的には昭和7年に道庁が樹立した農業合理化方針に則ったものであり、農業生産力拡充政策に基づいて農業経営の合理化と農業生産の積極的拡大の方向が示されている点が大きな特徴である。

第4に、産業、とりわけ農業の振興をはかるにあたって、各種産業団体の連絡統制が重視され、「各団体間脈絡貫徹セル一定ノ方針ニ依リ目的ノ達成ヲ期ス」²⁸⁾ことが強調されている点が、農村の組織化との関連で重要である。

最後に、第1の点との関連で、村財政の確立と行政処理能力の強化策についてふれておく。村財政の確立については、財政計画の樹立、基本財産の造成、納税成績の向上と税負担の適正化、村債の整理等が掲げられたが、その基軸は納税組合の整備・強化²⁹⁾による納税成績の向上におかれた。行政処理能力の強化については、「部落」機関として組織されていた住民組合をはじめとする各種団体が行政補助機関として村行政に系列化され³⁰⁾、また後述するように農事実行組合が実質的に村行政の下請機関化された。

村是は、農村再編政策の村レベルでの受容の枠組みを設定するものであっ

27) 『村是』15頁。

28) 同上、19頁。

29) 従来、行政区を単位として設置されていた納税組合が、昭和9年に農事実行組合単位または随意に分割された。さらに、納税奨励規程が改正され、期限内に完納した組合に対する報奨金が復活された(『栗沢町史』431~432頁)。

30) 住民組合について村是は、「住民組合長ニハ区長ヲ充テ村行政ノ補助機関トシテ聯絡ヲ緊密ニスルコト」(3頁)と定め、事実上行政区と一元化させることが進められた。また、昭和9年に、婦人会、衛生組合、火災予防組合、河川保護組合、道路保護組合の組織再編が行われた。

たが、そこに農業生産力拡充政策が貫徹していること、および各種産業団体の連絡統制—組織化が重視されていることが、見逃せない重要な特徴である。

次に、村是の実行体制に目を移すと、村レベルでの指導機関として、村長を委員長とし有力者を網羅した「地方振興委員会」が設置されていた。地方振興委員会は、村是の項目に対応して行政部、文教部、社会部、産業部、交通部、保健及警備部の6部から構成され、村議、区長、産業組合役職員、農会役職員、小学校長、神官、僧侶等、およそ村内の有力者と目される者114名が委員として任命されていた³¹⁾。村是の実行にあたって、村レベルにおいて村長の統制のもとに村内の有力者を総動員し組織する体制が、地方振興委員会によって成立したのである。

同時に、より注目すべきことは、この時期に急速に普及整備される農事実行組合が、村是実行の「基礎的実行機関」と位置づけられたことである。栗沢村における農事実行組合は、表-1に示したように、昭和5年の時点で農民の半数を組織していたが、村是樹立の年である昭和8年には設立が全村的に進むと同時に、農家の約9割を組織するにいたっており、その後も農家組織

表-1 農事実行組合組織状況

年 度	実行組合数	組 合 員 数	農家組織率
昭 和 3 年	8	298	22.9
5 年	33	626	49.7
8 年	54	1,162	87.6
10 年	58	1,142	88.5
13 年	61	1,161	90.6
15 年	64	1,236	98.1

注) 1. 『農事実行組合要覧』第一次(昭和3年),第三次(昭和5年),第四次(昭和13年),栗沢村役場「事務報告」(昭和8年)および『栗沢町史』により作成。

2. 農家組織率 = $\frac{\text{実行組合員数}}{\text{農家戸数}}$

31) このような体制をとる地方振興委員会は、基本的には経済更生運動における町村経済更生委員会と同様の性格をもつものとみなしうるが、委員数の多さに示される有力者組織化の徹底性が特徴である。尚、地方振興委員の階層構成について、所有規模についてのみ示しておく、判明した44名のうち、3町未満2名、3~5町11名、5~10町12名、10~20町7名、20~30町6名、30~50町4名、50町以上2名となっている。

率は高まりを示すのである。また、この段階において農事実行組合は、農会の農事指導の末端組織としての機能とともに、産業組合への法人加入が推進されたことにより、産業組合の下部組織としての機能もあわせて持つにいたる。

村是の実行にあたっては、村内の有力者を組織した地方振興委員会を村レベルでの指導機関とし、ほぼ全農家を組織した農事実行組合を末端の基礎的実行機関として位置づけ、各種団体を組織化した体制が整備されたのである。かかる体制こそは、農村を全村的に組織化する機構の成立を意味するもの他にならないのである。

2. 村是の具体化と農家経済更生計画

村是樹立の翌年、昭和9年に栗沢村は経済更生計画樹立指定町村に指定された。これをうけて、同年2月経済更生計画の樹立とそのための基礎資料の調査、経済更生計画達成の指導及督励を目的として、「経済更生計画実施委員会」が、村長を委員長、助役、農会長、産業組合長を副委員長とし、農事実行組合長、地方振興委員、村会議員その他農事関係者を委員として設置された。この委員会での検討を経て、翌10年3月「栗沢村経済更生計画樹立指針」が定められ、これを以て村是を中心としてきた農村再編政策の実施—受容過程は新たな段階をむかえた。

経済更生計画樹立指針は203頁にものぼるものであるが、その内容は個々の農家において樹立されるべき経済更生計画の具体的項目とその解説、計画をたてるにあたっての詳細な参考資料を収録したものである。経済更生計画をこのように農家レベルでの具体的な実行計画として、いわば農家経済更生計画とでも称しうるものとして樹立することが推進された、その理由は次のように説明されている。すなわち、既に樹立されている「村是ノ実行コソハ一面一種ノ更生計画デアッテ茲ニ謂フ所ノ経済更生計画モ畢竟此ノ範圍ヲ出ナイモノ」であり、「町村再生ノ方途ハ一ニ村民各自ノ自発自動的ナル更生計画ノ樹立実行ニ在ル」のだから、特に「農家各位ニ希望セントスル所以ノモノモ亦各自ノ経済更生計画ノ樹立デアル」³²⁾と。

個別農家で樹立されるべき経済更生計画こそが、まさに「村是遂行ノ具体

32) 栗沢村村長、「農村経済更生計画ノ樹立ニ関シ農家各位ニ告グ」, 昭和10年3月1日。

化」であると位置づけられたのであるが、その項目は以下のものであった。

- (1) 教育方針, (2) 農業経営組織の改善, (3) 土地改良閉地利用開墾5カ年計画, (4) 自給及購入すべき肥料の種類及数料, (5) 作物耕種法及増収計画, (6) 家畜育成増殖5カ年計画, (7) 副業5カ年計画, (8) 自作農創設計画, (9) 造林計画, (10) 宅地及屋敷林計画, (11) 収支5カ年計画, (12) 負債整理計画, (14) 備荒貯蓄計画

一見して明らかな如く、ここに示された項目は、村是の産業振興に掲げられた項目を、個別農家の経営に即したより具体的な実行項目として徹底をはかったものである。その意味では、農業生産力拡充政策を農家の計画に基づき具体化し、それを徹底するものであった。

そこで追求された究極の目的は、農家の経済更生を、収入の増加と支出の縮減を通じた農家経済余剰の増加により達成することにおかれた。農家の収入の増加は次の二方向から追求された。農業経営組織の改善（農業経営の複雑化・集約化）と土地改良および生産技術の改善（肥培管理、病虫害駆除予防、優良品種導入等）による生産力拡充、その成果としての生産物増収、これがその基本方向である。そして、農閑期余剰労働力を活用した副業収入の増大により、農家経済余剰の一層の拡大をはかる方向があわせて追求された。これに対して支出の縮減は、農業簿記記帳と生活改善による経営費および家計費の節減を基本線とした。以上の結果として増加する農家経済余剰を以て、負債の計画的償還および各種貯金の増加をはかること、ここに主眼がおかれたのである。

この点を、経済更生計画樹立指針で設定された収支モデルにより確認しておこう³³⁾。経済更生計画の実行期間である5カ年間に、農家収入については1,711円から2,560円への5割増加が、支出については1,692円から1,269円への2割5分の減少がそれぞれみこまれており、その結果農家経済余剰が19円から1,291円へと著しく増加することが想定されている。これはあくまでも理想的モデルにすぎないが、農家経済更生計画で追求された論理はここに端的に示されているのである。

生産力拡充政策を主軸にした農業経営の積極的拡大と自力更生的方向をあ

33) 『経済更生計画樹立指針』160～170頁。

わせつつ、前者に重点をおいて農家経済の更生をはかること、これが経済更生計画樹立指針に示された基本的な論理である。農村再編政策が、生産力拡充政策を中心としつつ村レベルでの受容の枠組み(村是)のもとで、個別農家にまで具体化・徹底して受容されたこと、すなわち農村再編政策が農家経営にまで貫徹していることが重要な特徴として指摘されなければならない。

しかし、経済更生計画樹立指針のもつ意義はこの点にとどまるものではない。

個々の農家における経済更生計画の樹立とその実行は、村農会指導のもとで農事実行組合を媒介としてすすめられた。そこでは、農業生産と農家経済の両面にわたる計画化が、農事実行組合を単位とした相互督励により推進され、実行にうつされたのである。村是の実行体制として成立した全村的な組織化のもとでの農家経済更生計画の樹立・実行は、農家経営が農業生産の側面からは農会に、農家経済の側面からは産業組合に、それぞれ農事実行組合を媒介として掌握されるにいたったことを意味するものに他ならない。すなわち、村是の段階における全村組織化機構の成立を前提として、農家経済更生計画のもとでは、農村の組織化が全農民を農業生産と農家経済の両側面から掌握するものへと、より一層の深化を示したのである。

農村再編政策が個別農家にまで貫徹し、農村の組織化が農業生産、農家経済のレベルにまで深化する体制が形づくられたこと、ここに経済更生計画樹立指針＝農家経済更生計画の見逃せない歴史的意義が存在するのである。かかる体制のもとで、農業生産力拡充と農村収奪・統制機構再編とが農事実行組合―農家経営に媒介されて結合したことにより、農村再編政策は体系的一貫性をもった政策として機能しえたのである。

III. 農村再編政策と農村諸団体

1. 農業生産の動向と農会指導事業

村是―農家経済更生計画の実施過程における農業生産の動向を、表-2によってあらかじめ検討しておこう。

農業総生産額、水稻生産額ともに、不作年にあたる昭和10年、15年を除くと顕著な増加傾向を示しており、しかも農業総生産額は昭和12年に、水稻生産額は1年早く昭和11年に恐慌前の最高水準を凌駕している。昭和10年

北海道における農村再編政策の実施過程

表—2 農業生産の動向

年 度	農業生産額 (千円)	同一戸当り (円)	水稲生産額 (千円)	水稲総収量 (石)	水稲反収 (石)
8 年	1,413	1,065.8	862	51,005	1.71
9 年	1,960	1,496.0	1,273	51,720	1.82
10 年	1,631	1,265.2	988	37,533	1.31
11 年	2,090	1,627.6	1,291	53,895	1.86
12 年	2,327	1,799.9	1,450	55,106	1.90
13 年	2,626	2,048.5	1,631	57,029	1.91
14 年	3,797	3,011.1	2,420	63,058	2.07
15 年	3,435	2,726.5	1,855	48,294	1.57
恐慌前最高*	2,252	1,752.7	1,200	47,984	1.82

* 水稲総収量については昭和5年、水稲反収については大正10～14年平均、それ以外は、大正13年である。

注)『栗沢町史』より作成。

代前半の生産額の伸びは、単に恐慌前の水準を回復したというにとどまらないものであった。水稲収量、反収についても同様に著しい伸びを示しており、昭和14年には戦前最高値を記録する。水稲生産力を反収を指標として考えると、昭和11～15年平均反収は1.86石であり、大正10～14年平均1.82石をわずかに上回るにすぎない。しかし、この間の造田により水田面積は大幅に増加³⁴⁾しており、水稲作が比較的優等地にとどまっていた大正末の段階と、限界地的水田を含めた昭和10年代前半の段階とでは、実際には数字に表われた以上の生産力格差があるとみなしうる。水稲生産力もこの時期に着実な上昇を示したのである。農業生産の拡大基調のもとで、農家一戸当り農業生産額も昭和8年から14年にかけて約3倍に増加している。農家経済も恐慌・冷水害の打撃からの順調な回復過程をたどっており、農家経済余剰の増加が推測される。総じて、村一農家経済更生計画のもとで農業生産は順調な拡大基調を示し、生産額、生産力ともに恐慌前の水準を大きく上回り、昭和10年代前半に戦前期の農業生産の高い峰を形成するのである。

34) 恐慌前に最高の反収を示した大正10年(2.06石)の水稲作付面積は1,503町であったが、昭和14年には3,042町へと倍増しており、この間に急速な耕境拡大が進行したことが確認しうる。

表-3 農会事業費の推移 (決算額)

(円: %)

	7年	8年	9年	10年	11年
採種圃費	87	244	391	324	390
酸性土壌試験費	10		115	44	51
病虫害駆除予防費	286	143	1,007	626	216
調査及試験費	36	138	89	69	86
気象観測費			3	15	1
霜害予防費					
直接事業費小計	419 (33.4)	525 (22.9)	1,605 (50.1)	1,078 (41.5)	744 (32.1)
副業奨励費	275	148	112	72	370
自給自足奨励費		64	23	51	27
農事実行組合助成費	452	638	511	606	583
農業簿記奨励費	30	165	253	202	244
小麦増産奨励費		211		99	41
特用作物奨励費			510	126	95
奨励費小計	757 (60.4)	1,226 (53.5)	1,409 (44.0)	1,156 (44.5)	1,360 (58.7)
農事講習講話会費	25	13	84	278	29
品評会費	2	446			
会報発行費	41	47	56		19
農事視察費				76	133
表彰費			25		20
普及教育費小計	68 (5.4)	506 (22.1)	165 (5.1)	354 (13.6)	201 (8.7)
仲介費	6	8	6		
協賛費	4	26	16	11	12
経済更生計画遂行費			4		
その他小計	10 (0.8)	34 (1.5)	26 (0.8)	11 (0.4)	12 (0.5)
計	1,253	2,290	3,204	2,599	2,317

注) 『栗沢村勢要覧』(昭和12年)より作成。

このような農業生産の動向を前提として、村は一農家経済更生計画のもとでの農会の農事指導について検討しよう。

まず、農会事業費の推移について表-3で見る。第1に、昭和9年をピークとしつつ事業費が大幅に増加しているように、農村再編政策の実施にあたって農会事業が拡充していることが理解しうる。第2に、部門別には奨励費が一貫して多額にのぼっており、直接事業費は昭和9、10年に急増している。第3に、細目別にみると、奨励費では農事実行組合奨励費が一貫して高いウエイトを占めている他、農業簿記奨励費、副業奨励費、特用作物奨励費が多く、直接事業費では採種圃費、病虫害駆除予防費が多額にのぼっている。要するに、農会事業の力点は、採種圃による優良品種の選抜と普及、稲熱病予防を中心とする病虫害駆除予防等の農業生産の改善と、農業簿記と副業導入による農家経済の改善といった生産・経済の両面にわたる指導を、農事実行組合を媒介として行うことにおかれたのである。

次に、農会の指導が農家にどのように受容されたかについて、礪波部落を例として、自給肥料(堆肥)増産と農業簿記普及に限ってみておこう³⁵⁾。

堆肥増産については、礪波第1農事実行組合と同第3農事実行組合の例を掲げよう³⁶⁾。礪波第1農事実行組合では、昭和7~10年の間に一戸当り生産量が11千貫から17千貫に、反当り生産量が232貫から389貫へと増加している。第3農事実行組合においても、昭和7~11年の間に一戸当り生産量が10千貫から17千貫に、反当り生産量が221貫から421貫へと増加している。堆肥増産の推進にあたっては、農事実行組合および個人単位の品評会が実施されており、そこでの競争原理により堆肥生産量の著増に帰結したのである。

農業簿記に関しても、各実行組合に簿記係を数名設置し、講習会・品評会を開催すること等により、昭和9年にすでに全戸が簿記記帳を行っている。

このように、農会の指導は、農事実行組合を単位とした種々の講習会・品評会等により相互督励をはかることを通して、農家に受容され、徹底されていったのである。

35) 田畑前掲論文、92~94頁による。

36) 栗沢村農会『栗沢村第1回農事実行組合経営品評会審査報告』(昭和7年)、空知外三郡農会『第6回地力増進共励会審査報告、第1回農事実行組合実績共励会審査報告』(昭和10年)および同『第2回農事実行組合実績共励会審査報告』(昭和11年)による。

最後に、農会の指導の受容基盤を、農事実行組合長の階層構成を通して検討しておこう。

表-4は、昭和11、13年の農事実行組合長120人について、その階層構成を所有規模と所得額により示したものである。所有規模では無所有（小作層）、3～5町層、5～10町層の3階層で約8割を占めている。所得額では300～500円層、500～1,000円層で約6割を占め、村内中上層が実行組合長となっている³⁷⁾。所有規模と所得額を相関させてみると、所得額500～円で所有規模3～5町、5～10町層および所得額300～500円の小作層に集中しており、この3階層で実行組合長の43%を占めている。このうち、所有規模3～5町層および5～10町層についてやや詳しく見ておけば、3～5町層では水田中心

表-4 農事実行組合長の階層構成 (11, 13年)

所有規模 (町) \ 所得額 (円)	無所有	～3	3～5	5～10	10～20	20～30	計
不明		1	4 (4)				5 (4)
～ 200	6	2 (2)	1	1 (1)			10 (3)
200 ～ 300	9		1 (1)	1 (1)			11 (2)
300 ～ 500	18	2 (1)	5 (2)	4 (3)			29 (6)
500 ～ 1,000		2 (1)	15 (3)	15 (9)	5 (5)		37 (18)
1,000 ～ 2,000	1		3	4	7		15
2,000 ～ 3,000					3 (1)	2 (2)	5 (3)
計	34	7 (4)	29 (10)	25 (14)	15 (6)	2 (2)	112 (36)

- 注) 1. 栗沢村役場「名誉職員及各種団体長公職者名簿」(昭和11年)、道庁『農事実行組合要覧(第4次)』(昭和13年)、栗沢村役場「村税特別税反別割賦課地目」、「村税戸数割所得額」(昭和10年度)より作成。
2. 昭和11、13年の実行組合長120名のうち、所有面積、所得額ともに不明の8名を除いた。
3. 無所有には、所得額が判明する者で所有面積が不明の者を分類したが、概ね小作農と考えられる。また()内は、所有地のうち、畑地が過半を占める者である。

37) 昭和10年における所得額別構成比を農家についてのみ示すと、100円未満7%、100～200円25.5%、200～300円22.1%、300～500円23.9%、500～1,000円16.0%、1,000～2,000円4.4%、2,000円以上1.2%となっている(「村税戸数割所得額」より算出)。300円未満の者で過半を占めており、表-4に示した農事実行組合長は、所得額からみれば中上層にあたる事が確認できよう。

の者が8割、逆に5~10町層では畑中心の者が6割を占めている。いずれもほぼ自作中農層とみなしうるので、実行組合長は、所得額で村内中層に位置する小作層、水田3~5町自作層、畑5~10町自作層を基本階層としつつ、栗沢村において厚い存在を示す中農層を母胎としていたのである。農会の指導は、このように農事実行組合長に代表される、中堅的な生産者である中農層を基本的な受容基盤としたのである。

以上要するに、村一農家経済更生計画のもとで、村農会は生産力拡充政策に則り、生産改善、経営改善のための指導を行い、農事実行組合を媒介としてその徹底をはかった。同時に、中堅的な生産者として厚い存在をなし、農事実行組合長の基本階層をなした中農層を指導の基本的な受容基盤とした。この中農層が、農会の指導を受容し農事実行組合に結集して経営展開をはかったのであり、そのことにより昭和10年代の農業生産の拡充・発展がもたらされたのである。

2. 産業組合の拡充と経済的掌握

農会と並んで農村再編政策の中心機関として位置づけられた産業組合の事業展開を、栗沢産業組合³⁸⁾を中心に検討しておこう。

まず組織面では(表-5)、約800人前後で推移した組合員数が昭和8年以降増加を示し、14年には1,617人へと倍増している。この過程で農家組織率も高まり、13年までにはほぼ全農家を組合員とするにいたる。同時に農事実行

表-5 産業組合組織状況

(人:円)

年 度	組 合 員 数	内 法 人 数	払 込 済 出 資 金
5 年	798		68,300
6 年	802		91,142
7 年	792		88,934
8 年	854	23	89,030
9 年	885	26	104,344
10 年	953	35	105,106
11 年	1,088	41	117,040
12 年	1,300	49	125,561
13 年	1,553	57	130,060
14 年	1,617	58	136,456

注) 1. 『産業組合要覧』各年度より作成。

2. 法人はすべて農事実行組合である。

組合の法人加入が進み、10年には3分の2にあたる35組合が加入し、13年には57組合になり、区域内の全実行組合が加入している。農事実行組合を媒介としつつ全農家を強力に組織するにいたったこと、その結果として払込済出資金も倍増しており産業組合の組織基盤が著しく強まったことが特徴の一つである。

組織基盤の強化にともなって、図-1に示したように事業額は8年以降順調に伸びており、特に12年以降の貯金と販売額の急増が注目される。拡充運動の前年である昭和7年と、合併の前年である14年の対比で各事業の伸びを確認しておく、貯金5.7倍、販売4.5倍、購買3.9倍へと増加しており、同時に一組員当り事業額もそれぞれ2.8倍、2.2倍、1.9倍の拡大を示している。組合員の増加による事業利用の外延的拡大と、一組員当り事業額の拡大とがあいまって産業組合事業額が顕著な伸びを示すこと、これが第2の特徴である。

以下では、産業組合事業の中心であった信用事業と経済事業について、貯金と販売に重点をおいて、やや立ち入って検討しておこう。

栗沢産業組合の資金動向を表-6でみると、まず第1に恐慌下での農家経済の悪化を反映し、資金調達面では借入金のウェイトが高まり、それに依存した貸付金が急

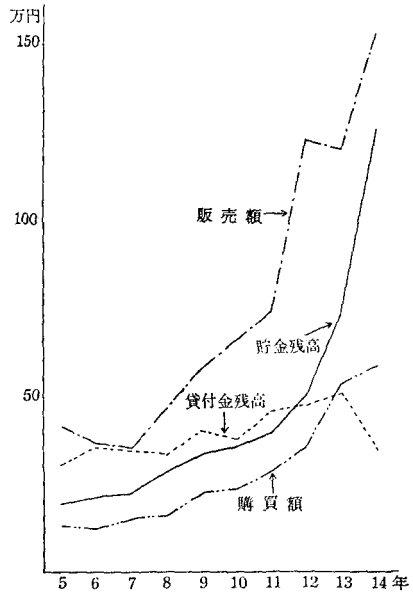


図-1 産業組合事業額の動向

注) 『産業組合要覧』の各年度より作成。

- 38) 栗沢産業組合は、大正7年に既設4部落産業組合を糾合した信用販売組合として設立され、大正12年に4種兼営に移行した。村内には他に大正8年に設立された上幌(後に東栗沢)産業組合(組合員数128人—昭和10年)が存在したが、昭和16年3月に栗沢産業組合に合併されている。尚、栗沢産業組合は、大正15年に産業組合中央会北海道支会により、また昭和15年には産業組合中央会により、それぞれ表彰された優良組合であった。

北海道における農村再編政策の実施過程

表一6 産業組合の資金動向

(千円：%)

		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
調 達	貯 金	189	211	219	281	332	350	390	500	730	1,249
	借 入 金	138	140	148	171	148	115	176	172	158	121
運 用	余 裕 金	19	14	16	102	57	32	83	117	150	260
	貸 付 金	299	349	339	333	395	373	452	473	495	336
貯 借 率		73.0	66.4	67.6	60.9	44.6	32.9	45.1	34.4	21.6	9.7
貸 余 率		6.4	4.0	4.7	30.6	14.4	8.6	18.4	24.7	30.3	77.4
貯 貸 率		158.4	165.2	154.7	118.6	118.8	106.5	115.8	94.6	67.8	26.9
借入依存率		46.2	40.1	43.7	51.4	37.5	30.8	38.9	36.4	31.9	36.0

注) 1. 『産業組合要覧』各年度より加工作成。

2. 貯借率 = $\frac{\text{借入金}}{\text{貯金}}$, 貸余率 = $\frac{\text{余裕金}}{\text{貸付金}}$, 貯貸率 = $\frac{\text{貸付金}}{\text{貯金}}$,
借入依存率 = $\frac{\text{借入金}}{\text{貸付金}}$

増していることが注目される。恐慌下では、低利資金を導入し貸付金として転貸することにより、増大する資金需要に応えたのである。しかし、第2に、販売金額の急増と結合して貯金が増加する過程で、借入金のウェイトは低下を示し、同時に貯貸率も一貫した減少を示しており、借入金依存の資金循環から貯金中心のそれへと転換していくといえる。第3に、運用面では余裕金のウェイトが昭和10年代に高まり、14年には借入金を凌駕するにいたっており、産業組合が低利資金撒布のパイプから農村資金の吸収パイプへと転化しつつあることが確認しうる。

資金吸収の基軸となった貯金について、昭和14年度では³⁹⁾、91%の農家組合員の貯金が総額の98%にのぼっている。また500円以下の少額預金者が72%を占めており、備荒貯金・国防貯金といった強制貯金的な少額貯金が20%を占めていることにも注意したい。この期の産業組合貯金のシェアについては、昭和11年度の郵便貯金の年度内預入金額が36.6万円⁴⁰⁾であったのに対し、栗沢産業組合の受入高が76.9万円にのぼっていることから

39) 以下、昭和14年度については、栗沢産業組合「昭和14年度事業成績報告書」に基づく。

40) 『栗沢村勢要覧』(昭和12年)、<統計一斑> 25頁。

推測しうるように、村内の資金吸収において高いシェアを占めていたといえよう。

他方、貸付金についても、昭和 14 年において貸付金総額の 94% が対農家貸付にむけられており、500 円未満の少額貸付が、購買資金を中心にして貸付人員の 89%、貸付金額の 47% にのぼっている。さらに、年度内貸付金のうち農業倉庫経由のものが 15% 前後⁴¹⁾ を占めており、生産物を担保にした少額資金貸付により、零細資金需要に応じていたことがうかがえる。

昭和 10 年代前半に、産業組合信用事業は、農村資金の大部分を貯金として吸収し、一方では零細資金需要に応えつつ、他方で余裕金運用を通じた農村外への資金供給機能を強化したのである。同時に、零細貯金の吸収、販売事業—農業倉庫と結合した資金運用、農家負債整理⁴²⁾ 等により、金融面での農家経済掌握を一段と進展させたのである。

表—7 品目別販売額の推移

(円：%)

販 売 品 目	昭 和 2 年		昭 和 14 年	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
米 穀 小 計	58,218	21.8	1,035,102	68.0
玄 米	58,218	21.8	542,277	35.6
白 米			492,825	32.4
麦 類 小 計	183,602	68.7	180,132	11.8
燕 麦	172,800	64.7	127,330	8.4
小 麦	10,802	4.0	52,574	3.4
豆 類 小 計	4,365	1.6	125,176	8.2
大 豆	52		22,156	1.5
小 豆	4,163	1.6	37,479	2.5
菜 豆	150		65,541	4.2
そ の 他	20,868	7.8	181,403	11.9
計	267,053	100.0	1,521,813	100.0

注) 栗沢産業組合『設立十週年記念史』(昭和 3 年)および「昭和 14 年度事業成績報告書」より作成。

41) 『産業組合並ニ農業倉庫要覧』により、農業倉庫部年度内貸付金+信用部年度内貸付金を算出すると、昭和 5~13 年にかけて 13.1%~17.8% の間で推移している。

北海道における農村再編政策の実施過程

次に販売事業については、図-1に示したごとく恐慌下で減少を示した後、昭和8年以降拡大に転じ、昭和12年には前年比68%の大幅な伸びを示している。事業内容の推移を表-7により、昭和2年と14年を対比してみよう。昭和2年の段階では燕麦を中心とした麦類が販売額の7割を占めており、主として市街地商人に集荷されていた米穀のウエイトは低い水準にとどまっていた。しかし、昭和14年には米穀販売が急増し販売額の7割を占めるにいたっている。また同年には、米穀の75%を買取販売とすることにより零細販売を組織していたのである。産業組合の販売事業は、米穀統制が強化される過程で市街地商人と対抗しつつ、米穀を中心として零細販売を組織して取扱額を急速に拡大していったのである。

最後に、拡充運動期の産業組合の事業基盤を、栗沢産業組合が昭和7年から13年にかけて実施した組合員表彰による優良組合員⁴³⁾について検討しよう。表-8に示されるように、優良組合員の階層構成は、前掲表-4に示

表-8 優良組合員の階層構成(7~13年)

所有規模(町) 所得額(円)	所有規模(町)						計
	無所有	~3	3~5	5~10	10~20	20~30	
不明		1		3(1)			4(1)
~200	3						3
200~300	9	3	1(1)				13(1)
300~500	18	5(1)	5(3)	3(2)			31(6)
500~1,000	6	8(2)	22(4)	21(14)	6(6)		63(26)
1,000~2,000		2	1	7(1)	6(1)	1	17(2)
2,000~3,000				1	2	1	4
計	36	19(3)	29(8)	35(18)	14(7)	2	135(36)

- 注) 1. 栗沢産業組合「参考書類綴」および栗沢村役場「村税特別税反別割賦課地目」、「村税戸数割所得額」(昭和10年度)より作成。
 2. 表彰組合員144名のうち、所有面積・所得額ともに不明の者9名を除いた。
 3. 前掲表-4の注を参照。

42) 栗沢産業組合では、昭和8年以降、組合員160人の負債約6万円を、低利長期年賦償還により整理している。

43) ここでいう優良組合員とは、「組合員ニシテ能ク組合趣旨ヲ理解シ完全ニ組合ヲ利用セルモノ」(「栗沢産業組合表彰規程」——傍点筆者)である。

した農事実行組合長の階層構成とはほぼ重なりあうものである。しかも、その基本階層（所得額500～1,000円で所有規模3～5町層および5～10町層と所得額300～500円の小作層）を同じくしているのである。産業組合の事業基盤もまた中農層であったのである。すなわち、拡充運動期の産業組合の事業基盤となった中農層は、農会の指導を受容して経営展開をはかりつつ、農事実行組合を媒介として産業組合利用に集中し、事業拡大を支えたのである。

村是一農家経済更生計画のもとで、産業組合は拡充運動を展開し、組織基盤を拡大・強化し、中農層を事業基盤としつつ農事実行組合を媒介として組合員の事業利用の集中化をはかることにより、事業規模を著しく拡大したのである。その過程で、一方においては金融および販売・購買の両面で農家経済を掌握し、他方では農村資金および農産物の農村外への供給機関として位置づいたのである。このことは、農村再編政策の実施過程で、産業組合が農村経済の統制機関としての機能を強化してゆくことを意味するのであり、農村収奪・統制機構の再編をも意味するのである。

3. 農事実行組合の組織と機能

行論でくりかえしふれてきたように、農事実行組合は、村是の基礎的実行機関として、あるいは農会、産業組合の下部機関として、さらに農村組織化の基礎単位としての位置づけが与えられ、農村再編政策の実施過程において、きわめて重要な意味をもつものである。

ここでは、磯波第2農事実行組合⁴⁴⁾を例として農事実行組合の機構と事業を分析することにより、農事実行組合の細胞組織化と農村再編政策の結節点としての位置を明らかにしたい。

すでに指摘したように、栗沢村の農事実行組合は昭和8年の時点ではほぼ全村的に設立され農家の約9割を組織していたが、これらはほぼ10～30戸の範囲で設立され⁴⁵⁾、行政区を単位として農事実行組合連合会が設置されていた。

44) 磯波第2農事実行組合は、昭和9年に有栖川宮記念更生資金より金一封賜与された他、各種表彰をうけた優良農事実行組合であった。詳しくは『栗沢町史』930頁以下および『北海道農業』第29巻3号を参照されたい。

45) 『農事実行組合要覧 第4次』(昭和13年)によると、栗沢村における一組合平均組合員数は19.0人であり、61組合中48組合が10～30人の範囲内である。

磯波第2農事実行組合の組織機構を図-2に示したが、組合長、副組合長の下に決議機関と事業機関を設け、事業機関は庶務部、技術部、経済部、社会部の4部からなりそれぞれ部長がおかれた。村レベルでの農村再編政策の実行体制が、農事実行組合の内部機構として再現されていることがまず注目しうる。次いで、4部長の下に23にのぼる諸係が設けられ、一人一役主義で全組合員が何らかの係を担当することにより、農事実行組合の機構内部に全農民を組織化したことが指摘できる。

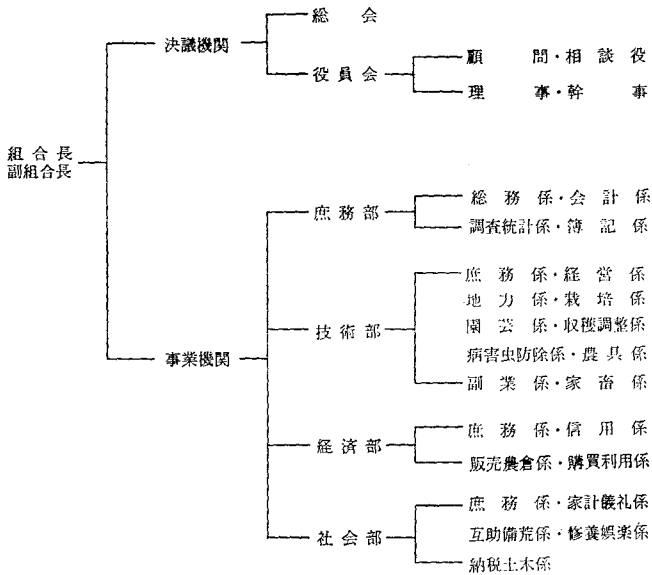


図-2 農事実行組合の組織機構図

注) 『磯波団体史』15頁より作成。

事業面に目を移すと⁴⁶⁾、技術部では地力維持増進、優良品種の普及並びに更新、肥料試験田の経営、耕種法の改善、収穫調整、作物病虫害の防除、農具の改良、副業奨励、家畜の飼育、農業知識の向上等の事業が実施されている。実行組合を単位とした集団体制と相互督励により個別農家の経営、技術改善を推進し、地域単位での生産力拡充が追求されていることが明らかである。経済部では、生活改善と簿記記帳を主とした農家経済向上、連帯責任制

46) 『栗沢町史』931～932頁。

による資金融通、産業組合への一元販売督励、共同購入とりまとめ等⁴⁷⁾の産組利用拡大、貯蓄励行等が実施されており、産業組合利用拡大を中心とした農家経済の改善、それを集団的に補完することがここでの中心であった。

以上のように、農事実行組合は農村組織化の基礎単位として農民を実行組合機構内部に組織化し、農会の農事指導の受け皿として生産力拡充政策を受容し全農民に徹底しつつ、他方では産業組合による農家経済掌握を補完したのである。農民の組織化、生産力拡充政策にもとづく農事指導、産業組合の農家経済掌握、これらは農事実行組合において統一的に受容されたのであり、それゆえにまた農事実行組合は農村再編政策の結節点に位置したのである。

さらに、納税奨励⁴⁸⁾、道路排水の維持改良等の点で村行政の下請機関としても機能し、また地縁集団として実質的に部落機能を代位しており⁴⁹⁾、農村の「細胞組織」としての機能を農事実行組合は有したのである⁵⁰⁾。

IV. 結 語

本稿では、北海道における農村再編政策の実施＝受容過程を、その先進＝典型とみなしうる栗沢村の事例にもとづき検討してきた。

1930年代の北海道農業は、昭和恐慌と連続冷水害による農業生産の壊滅的打撃と、そこからの急速な回復という、その前半と後半においてきわめて対照的な動向を示す。府県とりわけ「養蚕型」農村においては、昭和恐慌下での米価・繭価の崩落に特徴づけられる農産物価格問題と、「米と繭」の生産構造の崩壊による恐慌後の農業生産の停滞的傾向を特徴とする。これに対する北海道農業の特徴は、恐慌下において第1次大戦後に顕在化した生産力問題がより深刻化したこと、その一定の「克服」による恐慌後の農業生産の拡大傾向とまとめられる。このような北海道農業と府県農業の対照性、したが

47) 『磯波団体史』32頁。

48) 29)に示したように、納税組合はその多くが農事実行組合と区域を同じくしており、農事実行組合を単位とした納税取りまとめが行われていた。

49) 田畑保は、前掲論文および「北海道の小作制大農場における村落形成」(『農業総合研究』第35巻1号)において、北海道的な村落を「農事組合理型」村落と措定し、昭和恐慌後から昭和10年代にかけて形成されるととらえている。

50) 本稿では、紙幅の関係もあり、農事実行組合の事業と機能について充分にふれることができなかったが、この点については本号所収坂下論文を参照されたい。

って昭和恐慌下での「農業危機」の現われ方の差が、農村再編政策の実施＝受容構造の差に反映したものとえよう。

北海道における農村再編政策には農業生産力問題＝農業生産力拡充政策（農業合理化計画）が重要な位置を占めており、農家負債問題＝農村金融政策（産業組合拡充計画）が基軸となった府県のそれとは大きな差異を有している。

農村再編政策の実施＝受容体制としての農村組織化についても、地縁的結合にもとづく機能集団である農事実行組合を基礎単位として全村的組織化が進行した北海道では、多かれ少なかれ自治村落の存在を前提とし部落単位で受容された府県との差異がみられる。

さらに、農村取奪・統制の媒介となった産業組合の拡充においても、信用事業を基軸にした府県と、経済事業に主導されつつ各事業の総合的拡充が進展した北海道とは大きな差異を有していたのである。

以上のような府県との差異を示しつつ、北海道における農村再編政策の実施＝受容は町村レベルで急速に進行したのである。

農事実行組合を基礎単位として全村的に組織化された体制のもとで、農村再編政策は体系の一貫性を持ったものとして機能し、個別農家レベルにまで受容され、直接的に貫徹したのである。農村再編政策が農事実行組合を結節的とし、中農層を中心として受容されたことにより、1930年代後半の農業生産の拡大と産業組合の急速な拡充に帰結したのである。このことは、北海道が農村資金と農産物の供給源としての地位を高めていくことを意味するものである。農村再編政策の実施＝受容過程は、同時に北海道農村が日本資本主義の新たな段階により適合的に再編されていく過程であり、戦時体制を経て戦後にまでひきつがれる農業政策に親和的な農村構造を形成していく過程でもあったのである。

もとより本稿は一農村の事例研究にすぎず、その結果をただちに一般化することは慎まなければならないことはいうまでもない。ひきつづき事例研究を積み重ねていくことがわれわれの課題であるが、その際に、行政村レベルでの分析を中心とした本稿においては十分に把握しえなかった農村諸階層の存在態様と、農村再編政策の実施＝受容過程における彼等の多様な対応に、より以上の注意がはらわれるべきであろう。

〈付 記〉

本研究にあたっては、栗沢町役場、同農協をはじめとする関係者の方々に多大な御高配をいただいた。記して謝意を表したい。